

令和6年11月14日
子ども家庭局総務企画課

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和6年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：北九州市立子どもの館

所在地：八幡西区黒崎三丁目15番3号 COMCITY1階・7階

施設内容：①施設概要

- ・延床面積 約176㎡（1階） 約5,436㎡（7階）
- ・遊戯施設：キッズハウス、ボールプール、あそび工房、
ふしぎ探検、チャレンジスポーツ、まちかど探偵
- ・その他施設（貸館）：子どもホール、プレイルーム、
パーティールーム、子ども一時預かり室

②事業内容

施設の運営に関する業務、施設の管理に関する業務、
その他管理運営に関する業務、関係機関との連絡調整、
その他子育て支援に関する業務

名称：北九州市立子育てふれあい交流プラザ

所在地：小倉北区浅野三丁目8番1号 AIMビル3階

施設内容：①施設概要

- ・延床面積 約3,078㎡
- ・子育て支援フォーラム：プレイゾーン
- ・親育ち支援フォーラム：セーフキッズ、子ども一時預かり室、
多目的ルーム、リフレッシュルーム、
キッチンスタジオ、子育て支援サロン、
ほっと子育てふれあいセンター
- ・地域子育て支援フォーラム：サポータールーム、
ライフスタイルライブラリー

②事業内容

施設の運営に関する業務、施設の管理に関する業務、
その他管理運営に関する業務、関係機関との連絡調整、
その他子育て支援に関する業務

(2) 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：NPO法人子ども未来ネットワーク北九州

所在地：小倉南区北方二丁目15番21号

主な業務内容：子どもの健全育成、男女共同参画社会の形成の促進、社会教育の推進、まちづくりの推進を図る活動。

上記目的を達成するために次の事業を行う。

ア 子育て支援に係る事業

イ 指定管理者制度に基づく子どもの健全育成を図る施設の管理運営の受託

2 指定の経緯

令和6年 9月17日 募集要項配布

令和6年10月 4日 募集締め切り

令和6年10月 9日 指定管理者検討会の開催

令和6年11月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ① 法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ② 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③ 申請意向届出書を提出していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。)
※複数の団体により構成するグループによる応募について
グループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求めます。
なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。
- ④ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

(2) 応募状況

説明会参加：1団体

応募件数：1団体（NPO法人子ども未来ネットワーク北九州）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[学識経験者] 山下 智也 (北九州市立大学文学部 人間関係学科 准教授)
- ・[有識者] 山下 比呂志 (北九州市子ども会連合会 会長)
- ・[有識者] 玉井 竜滋 (北九州市 PTA 協議会 専務理事)
- ・[財務関係] 田村 奈々子 (田村奈々子税理士事務所 所長)
- ・[市民代表] 小林 香織 (北九州市子ども・子育て会議 公募委員)

5 選定基準等

| 選定基準 (=審査項目) 及びポイント | |
|---------------------|---|
| 1 | 指定管理者としての適性 |
| (1) | 施設の管理運営 (指定管理業務) に対する理念、基本方針 |
| ① | 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営 (指定管理業務) に対する理念や基本方針を持っているか。 |
| (2) | 安定的な人的基盤や財政基盤 |
| ① | 長期間安定的な管理運営 (指定管理業務) を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。 |
| (3) | 実績や経験など |
| ① | 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 |
| ② | 応募団体が施設の管理運営 (指定管理業務) に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 |
| 2 | 管理運営計画の適確性 |
| | 【有効性】 |
| (1) | 施設の設置目的の達成に向けた取組み |
| ① | 施設の管理運営 (指定管理業務) に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 |
| ② | 施設の利用者の利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 |
| ③ | 施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。 |
| ④ | 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。 |
| (2) | 利用者の満足度向上 |
| ① | 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 |
| ② | 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 |
| ③ | 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 |
| ④ | 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 |
| ⑤ | その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。 |
| | 【効率性】 |
| (3) | 指定管理料及び収入 |
| ① | 指定管理業務に係る費用 (指定管理料) が最小限に抑えられているか。 |
| ② | 収入を最大限確保又は経費を提言するための実施可能な提案であるか。 |
| (4) | 収支計画の妥当性及び実現可能性 |
| ① | 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 |
| ② | 経費の配分は適切であるか。 |

| |
|--|
| ③ 積算根拠は明確であるか。 |
| ④ 再委託が適切な水準で行われているか。 |
| 【適正性】 |
| (5) 管理運営体制など |
| ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 |
| ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。 |
| ③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。 |
| ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 |
| (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など |
| ① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。 |
| ② 利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。 |
| ③ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。 |
| ④ 衛生管理及び感染症防止への対策が十分に考えられているか。 |
| ⑤ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。 |
| (7) 社会貢献・地域貢献 |
| ① 高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。 |
| ② 労働環境の向上への取り組みが考えられているか。 |
| ③ SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。 |
| ④ 地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。 |
| ⑤ 地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。 |
| ⑥ 市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。 |

【評価レベル】

| 評価レベル | 乗率 | 評価レベルの考え方 |
|-------|------|---------------------------------------|
| 5 | 100% | 特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している） |
| 4 | 80% | 優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している） |
| 3 | 60% | 普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している） |
| 2 | 40% | 多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい） |
| 1 | 20% | 不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい） |
| 0 | 0% | 劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある） |

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

| 団体名 | 選定基準 (=審査項目) 及びポイント | 配点 | 評価レベル | | | | | 検討会 審査結果 | 得点 |
|-------------------------|----------------------------|----|-------|----|----|----|---|-------------|----|
| | | | 構成員 | | | | | | |
| | | | A | B | C | D | E | | |
| NPO法人 こども未来ネットワーク北九州 | 1 指定管理者としての適性 | | | | | | | | |
| | (1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針 | 5 | 4 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | (2) 安定的な人的基盤や財政 基盤 | 5 | 4 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | (3) 実績や経験など | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 2 管理運営計画の適確性 | | | | | | | | |
| | 【有効性】 | | | | | | | | |
| | (1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み | 20 | 5 | 5 | 4 | 5 | 5 | 5 | 20 |
| | (2) 利用者の満足度 | 20 | 3 | 4 | 3 | 4 | 5 | 4 | 16 |
| | 【効率性】 | | | | | | | | |
| | (3) 指定管理料及び収入 | 15 | 3 | 5 | 4 | 3 | 3 | 4 | 12 |
| | (4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性 | 10 | 3 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 8 |
| | 【適正性】 | | | | | | | | |
| | (5) 管理運営体制など | 10 | 4 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 8 |
| | (6) 平等利用、安全対策、 危機管理体制など | 10 | 3 | 5 | 3 | 4 | 4 | 4 | 8 |
| | (7) 社会貢献・地域貢献 | 10 | 3 | 5 | 4 | 4 | 5 | 4 | 8 |
| 合計 | 110 | 80 | 104 | 82 | 89 | 93 | — | 92 | |
| 地元団体に対する優遇措置(5点) | | | | | | | | 97 | |

(2) 検討会における主な意見

- ・施設の混雑状況について周知できる仕組みづくりに取り組んでほしい。
- ・「こどもまんなか」をスローガンに掲げて、利用者満足度向上のために、大型滑り台の設置を検討している点等について、好感が持てた。
- ・NPO法人という、限られた財政状況の中でも頑張っている印象であった。
- ・子どもに対する思いを感じられる提案であった。
- ・「障害児の育ちに係る支援」について提案があったが、この取り組みは大変重要であるため、インクルーシブな施設利用の実現に向け、様々な工夫をしてほしい。
- ・これまで継続して指定管理業務を行ってきた中で、現状維持ではなく、新規事業を複数提案していることを高評価したい。

(3) 検討会における検討結果

応募団体について検討会で審査した結果、指定管理者としての適性、管理運営計画の適確性の全ての項目で評価レベル4以上となった。

以上から、総合的な所見として、NPO法人子ども未来ネットワーク北九州が指定管理者として相応しいと判断する。検討会における議論を考慮し、最終決定を行うよう市に求めることとする。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、NPO法人子ども未来ネットワーク北九州を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ これまでの当該施設の指定管理業務の実績・経験から、施設の設置目的及び市の施策についてよく理解しており、安定した管理運営が期待できる。
- ・ 利用者の発達や成長の段階に合わせた施設運営について検討している。
- ・ 現状維持ではなく、新規事業を複数提案していることから、当該施設をより魅力あるものにしていこうという意欲を強く感じられる。

8 提案額

令和 7年度 320,871千円

令和 8年度 320,871千円

令和 9年度 320,871千円

令和10年度 320,871千円

令和11年度 320,871千円